

## 水インフラの必要性とあるべき姿

M13UB552 M-1 守島 正

太古より文明は川の流域で興り、時の為政者達は、治水・灌漑を国家の経営の基軸としてきたように、水に対する施政は人々の命や生活に直結するもっとも重要な問題だと考えられる。

飲料としての水、農・工業等の生産のための水といった直接的な水インフラの必要性とともに、公衆衛生のための下水・汚水対策、防災や安心のための治水対策といった間接的な水インフラの重要性も特に近年の気候変動や大規模災害等の被害を見るに言うまでもなく大きい。

また、他の道路・都市交通・空港・図書館・病院 等といった社会インフラと比較をしても、水インフラにおける受益者/ステークホルダーの多さ・生命との関連性・生産との関連性等 多くの指標においてその重要性は突出している上、整備にかかる投資規模も大きく、公の関与の必要性という点からしても、もっとも重要なインフラと言っても過言ではない。

そんな中、水インフラの重要性は基より、今後の整備の必要性及びあるべき姿について、厳密に正しい分け方とは言えないが、飲料水・生産用水といった「水道事業」と公衆衛生や防災といった「治水事業」に切り分けて考えたい。

まず「水道事業」の主なものとして、上下水道があげられるが、2011 年度末で水道普及率が 97.6%（厚生労働省健康局水道課調べ）下水道普及率が 75.8%（公益社団法人日本下水道協会調べ）といったように、かなりの整備が行われてきたが、この整備が集中的に行われたのは 1960 年～70 年代が中心で、全国的に設備の老朽化が進み、その更新の必要性に迫られている。

しかし、現在、水道事業はほとんどが地方公共団体によって経営される地方公営企業が独立採算性で運営しており、地方財政の逼迫による設備更新の遅れに加えて、公営企業の公共性に起因する、行政/議会の関与、人材の年齢層偏り、会計制度の不備、経営感覚の不在、水道事業全般を包括したサービス提供の困難といった状況を生んでおり、民間の合理性・柔軟性を備えた運営がされているとは言い難い。

こうした状況下、水道事業の今後のあるべき姿として、民営化または民間のノウハウや資金を挙げられ、国も 2002 年の改正水道法による水道事業の民間委託可能化を皮切りに、2011 年 6 月には公共施設等運営権の新設等、コンセッション方式を実施するための法制度を整備した（改正 P F I 法）。

こうした、制度を用い、地方公共団体が施設や土地などの資産を保有したまま、運営権を民間に譲渡する「上下分離方式」を行うなど、民間の力を活用することで、多額な

資金投入・効率的な運営・柔軟なサービスを可能とし、これまで公で顕在化した水道事業の問題を解決するとともに、新たなビジネスや市場にまで展開できるような希望を持てる経営を可能とするのが理想の形であると考えている。

次に「治水事業」については、先の東日本大震災における被害や、近年の異常気象、また大阪府防災会議においても南海トラフ巨大地震の被害想定で、府内の最大死者数約13万人に達すると示されたように、国民の安全・安心を守るためにはソフト面だけでなく、やはり防潮堤なども含めたハード面のインフラ整備も必要となる。

しかし、水道事業と異なり、こうした安全・安心対策は、利用料収入もないため、営業権譲渡等、民営化にはなじまない上、かといって、地方公共団体単費でのインフラ整備は財源的にも厳しい。

また、限られた国家財政において、地方の恣意によりセーフティネット構築のためのインフラ整備の優先度が変わることも、あってはならないと考える。

こうしたことから、治水インフラにおいては、国が責任を持ち、その優先度の決定や、投資を行うことで、自治体の判断を越えた整備を行い、直轄事業負担金の廃止など、地方の裁量や財源から切り離れた高所的な立ち位置から見べきものと考えている。